

宇部市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(令和7年4月)

宇部市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、宇部市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、宇部市耐震改修促進計画(令和6年4月改定。)第3章第4節第3に基づき策定する。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、宇部市全域とする。

4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、原則として建築基準法(昭和25年法律第201号)における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)前に新築工事に着手した一戸建ての木造住宅とする。

5 取組内容・目標・実績

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断費に対する補助を実施
 - 診断員を派遣し、住宅の無料耐震診断を実施する。
- ii) 住宅の耐震改修費および、除却費に対する補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化の啓発
 - 納税通知書に耐震化を促すチラシを同封し住宅の所有者に送付する。
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化の啓発
 - 宇部市木造住宅耐震診断事業において耐震診断を実施した所有者に対し、耐震診断の結果を説明するとともに、チラシの配布・補助制度の説明等を行う。
 - 令和6年度の耐震診断実施後耐震改修を行っていない所有者に対して、DMにより補助制度の情報提供を行い、アンケート調査で改修の意向等を確認する。
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - 県及び関係団体と連携し、改修事業者に対する講習会を実施する。
 - 県及び関係団体と連携し、「山口県木造住宅耐震診断・改修技術講習会受講修了者名簿」を作成し公表する。
- iv) その他市民への周知啓発
 - 耐震化に関する市の補助制度等について、市の広報紙・ウェブページに掲載し市民に広く周知を行う。
 - 市民を対象に、耐震化促進に関する説明会・相談会等を年1回以上実施する。
 - 耐震化に関するチラシを作成し、建築指導課や各市民センター等の窓口に設置する。

令和7年度目標

- 木造住宅耐震診断補助戸数 30 戸
- 木造住宅耐震改修補助戸数 5 戸
- 木造住宅除却補助戸数 3 戸

前年度までの耐震補助の実績

令和6年度

- 木造住宅耐震診断補助戸数 10 戸
- 木造住宅耐震改修補助戸数 1 戸
- 木造住宅除却補助戸数 2 戸

令和5年度

- 木造住宅耐震診断補助戸数 10 戸
- 木造住宅耐震改修補助戸数 1 戸
- 木造住宅除却補助戸数 2 戸

令和4年度

- 木造住宅耐震診断補助戸数 10 戸
- 木造住宅耐震改修補助戸数 1 戸
- 木造住宅除却補助戸数 0 戸

令和3年度

- 木造住宅耐震診断補助戸数 7 戸
- 木造住宅耐震改修補助戸数 0 戸
- 木造住宅除却補助戸数 0 戸

令和2年度

- 木造住宅耐震診断補助戸数 10 戸
- 木造住宅耐震改修補助戸数 0 戸
- 木造住宅除却補助戸数 1 戸

令和元年度

- 木造住宅耐震診断補助戸数 6 戸
- 木造住宅耐震改修補助戸数 1 戸

前年度(令和6年度)取組実績

- 納税通知書に耐震化を促すチラシを同封し、住宅の所有者に送付
 - ・ 令和6年4月
- 令和5年度の耐震診断実施者に対し補助制度の情報提供及び、アンケート調査を実施
 - ・ 令和6年11月
- 無料耐震相談会(空き家相談会と同時開催)を実施
 - ・ 令和6年11月19日 相談者:2名
- 市広報紙・WPに掲載、窓口にチラシを設置し補助制度の周知を実施

前年度(令和6年度)の課題

□ 耐震診断、耐震改修、除却とも目標を到達した。引き続き事業の推進に向け、補助制度の利用促進を図る。

改善策

□ アクションプログラムに基づき啓発活動等を行う。